

富山市住民主体型通所サービス事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域において高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、富山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第22条の規定に基づき、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、富山市住民主体型通所サービス事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 要支援者等 富山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条第1項に規定する、居宅要支援被保険者及び事業対象者。
- (2) 通いの場 地域住民が主体となって運営する、要支援者等が参加し、高齢者の閉じこもり予防、介護予防に資する活動を行う場。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内の地域住民を構成員とする5人以上の団体、NPO法人等であること。
 - (2) 営利活動、宗教活動、政治活動又は法令若しくは公序良俗に反する活動を行わないこと。
 - (3) 同一の通いの場に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、富山市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が属していると認められる場合は、本補助金の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 通いの場を富山市内で運営すること。
- (2) 原則、年間を通じて週1回以上の活動を継続して実施すること。
- (3) 1回の開催時間が概ね2時間以上であること。
- (4) 65歳以上の方が5人以上参加し、かつ、利用者全体の半数以上が要支援者等であること。

- (5) 軽運動、レクリエーション、頭の体操、趣味教室など高齢者の閉じこもり予防、介護予防に資する活動をすること。なお、活動には、独創的な取り組み（地域における専門職の関与や高齢者が社会参加できる機会の創出、地域共生社会の推進など）を含むものであること。

(利用対象者)

第5条 補助事業の利用対象者は、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントで本事業の利用が必要と認められた要支援者等とする。ただし、要支援者等以外の利用を妨げるものではない。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費、補助率、補助基準額、補助限度額は別表1のとおりとする。ただし、補助対象事業を行うための施設整備に要する経費（軽微なものを除く。）、直接要支援者等に対する支援等と関係ない費用（従業員の募集・雇用に要する費用、広告・宣伝に要する費用等）は本補助金の対象としない。

- 2 前項の場合において、利用者である要支援者等が利用者の半数を下回る場合は、利用者数で按分して補助金額を算出するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業の実施前に補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 利用予定者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

なお、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

(決定通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

(変更交付申請)

第10条 前条の規定による通知を受けた団体が補助対象事業の実施内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更又は中止、若しくは休止の日の一月前までに補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(変更交付決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金の変更交付決定をすることができる。なお、決定内容を補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた団体が、補助対象事業を完了したときは、完了後10日以内に補助事業実績報告書(様式第5号)に市長が必要と定める様式を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、申請団体に補助金額確定通知書(様式第6号)を交付して通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は前条の通知後に、申請団体の請求により支払うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を事業の途中で交付することができるものとする。

(サービス利用の制限)

第15条 補助対象事業の利用者は、介護予防通所介護との併用は認めない。

(留意事項)

第16条 補助対象団体は、次に掲げる点に留意して事業を実施すること。

- (1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための必要な対策を講じること。
- (2) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- (3) 補助対象事業の実施により事故等の発生に備え、活動に係る保険に加入するなど対策に努めること。

- (4) 事業の実施により事故が発生した場合、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡し、必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
- (5) 補助対象団体は、事業の実施にあたり、食材費等の実費や、利用料について、利用者から徴収することができる。ただし、徴収する場合は、あらかじめ利用者に徴収額を周知するものとする。
- (6) 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。
- (7) 事業の実施にあたっては、関係法令等の規定を遵守すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 補助対象事業の申請書類一式及び領収書などの関係書類について、事業の完了した日に属する会計年度の翌年度の初日を起算日として5年間保存すること。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

【基本】

項目	補助対象経費	補助率	補助基準額	補助限度額
活動開始 支援補助	<ul style="list-style-type: none"> ・活動する建物の修繕費、改修費（軽微なもののみ） ・活動開始に必要な備品購入費 	補助対象経費の 10/10	—	50,000 円
活動補助	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な消耗品費、燃料費、使用料、賃借料及びリース料、光熱水費、保険料、通信運搬費、印刷製本費、サービスの利用調整を行う間接的な人件費、ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金） ・その他市長が必要と認めた費用 	補助対象経費の 10/10	活動月につき 20,000 円	240,000 円/年

※活動開始支援補助は、開始初年度に限り、通いの場ごとに1回限りとする。

【加算】

項目	補助対象経費	補助率	補助基準額	補助限度額
家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃（土地、建物借上料） ・共益費（町内会費、消雪装置等） ・光熱水費（上下水道料、電気代、灯油代） 	補助対象経費の 10/10	活動月につき 10,000 円	120,000 円/年
送迎補助	サービスの運営主体と同一の主体が送迎を行う場合	—	活動月につき 500 円	6,000 円/年

※補助金額は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。

様式第1号（第7条関係）

年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

【申請者】

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

年度において富山市住民主体型通所サービス事業を実施したいので、富山市住民主体型通所サービス事業補助金を交付されますよう富山市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 円

添付書類

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 活動計画書 | 別紙のとおり（別紙様式1） |
| 2 | 収支予算書 | 別紙のとおり（別紙様式2） |
| 3 | 利用者名簿 | 別紙のとおり（別紙様式3） |
| 4 | その他 | 別紙のとおり |

様式第2号（第9条関係）

年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金交付決定通知書

富山市指令長第 号

年 月 日

様

富山市長

印

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

補助金額 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- (1)偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2)補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3)市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4)補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (5)補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第3号（第10条関係）

年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

【申請者】

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け富山市指令長第 号で交付決定のありました 年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金について、次のとおり事業計画等を変更したいので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更理由及び内容

2 変更前交付申請額 円
変更後交付申請額 円

添付書類

- | | |
|---------|---------------|
| 1 活動計画書 | 別紙のとおり（別紙様式1） |
| 2 収支予算書 | 別紙のとおり（別紙様式2） |
| 3 利用者名簿 | 別紙のとおり（別紙様式3） |
| 4 その他 | 別紙のとおり |

様式第4号（第11条関係）

年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金変更交付決定通知書

富山市指令長第 号

年 月 日

様

富山市長

印

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第11条第2項の規定により、年 月 日付け富山市指令長第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金額 円

様式第5号（第12条関係）

年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）富山市長

【申請者】

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け富山市指令長第 号で交付決定のありました 年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金について、富山市補助金等交付規則第12条の規定により、事業の実績を報告します。

添付書類

- | | |
|---------|---------------|
| 1 活動報告書 | 別紙のとおり（別紙様式1） |
| 2 収支決算書 | 別紙のとおり（別紙様式2） |
| 3 利用者名簿 | 別紙のとおり（別紙様式3） |
| 4 その他 | 別紙のとおり |

様式第6号（第13条関係）

年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金額確定通知書

富山市指令長第 号

年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付け富山市指令長第 号で交付決定した 年度富山市住民主体型通所サービス事業補助金については、富山市補助金等交付規則第 13 条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金額 円

(別紙様式1)

年度富山市住民主体型通所サービス事業活動
(計画書・報告書)

1 事業主体

2 目的

3 事業実施場所 富山市

4 事業実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

(別紙様式2)

収支 (予算書・報告書)

収入

(単位:円)

科目	金額	積算
市補助金		
参加者利用料		
団体自己資金		
その他		
合計		

※寄付金、広告料など、その他収入がある場合は、その他に記載してください。

支出

(単位:円)

補助対象となる経費		
科目	金額	積算
小計①		
補助対象外となる経費		
小計②		
合計		

